

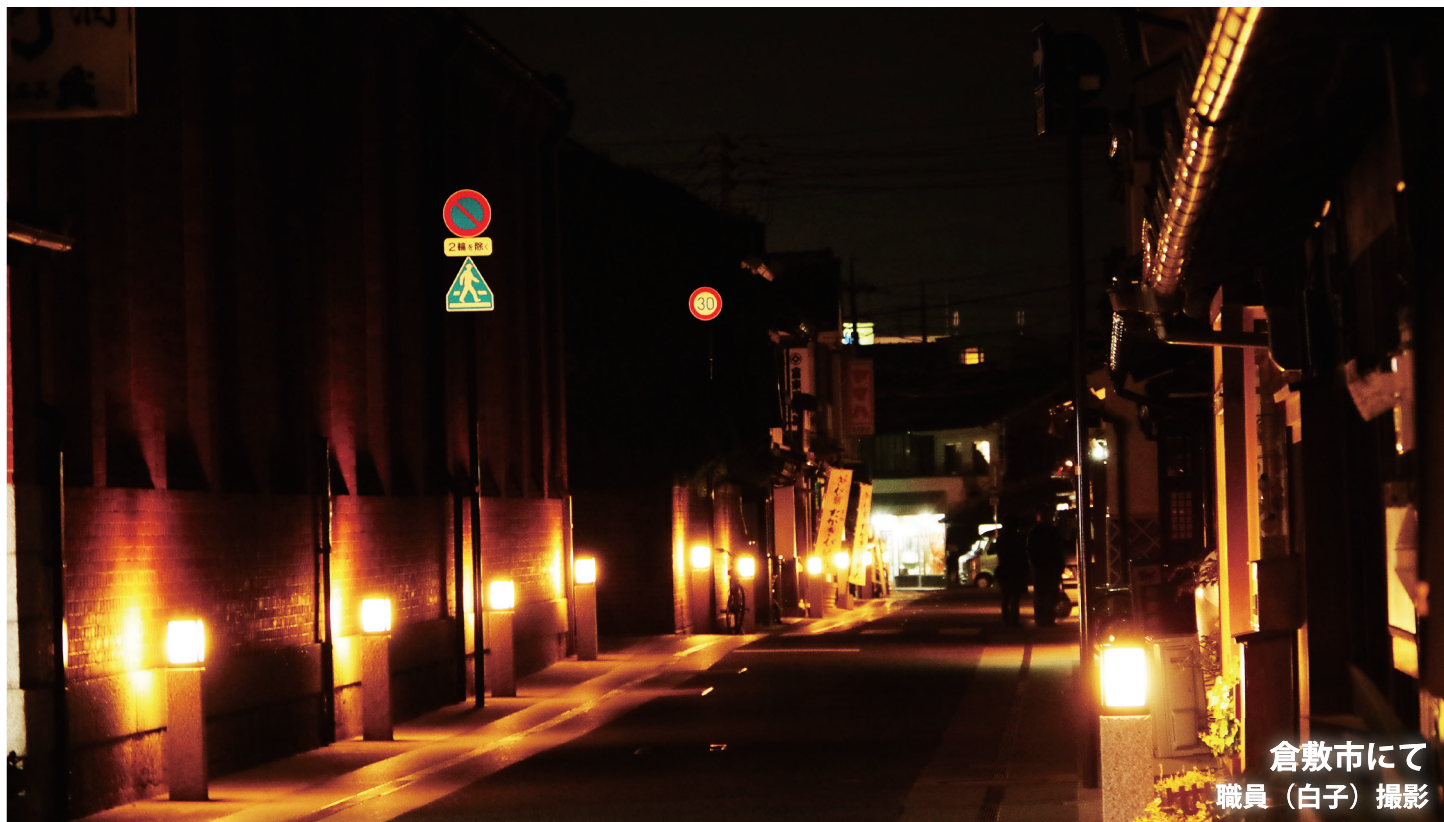


山口浜屋税理士法人

東京都日野市豊田4-35-6
アトラス豊田201

TEL 042-586-9050

第38号

倉敷市にて
職員（白子）撮影

代表社員 浜屋 浩

自立・寛容・責任

地元の豊田小学校が開校 150 周年を迎えました。豊田小学校は 1874 年（明治 7 年）、明治政府が日本初の近代的な教育制度である「学制」を発布した明治 5 年の 2 年後に開校しました。

今回、開校 150 周年記念誌の編集に携わる機会があり、150 年間の出来事を振り返る年表を作成しました。編集作業の

中で、これまでの数多くの出来事の中から何を取り上げればいいのかを悩みながら、私は次の三つの項目を年表に加えました。

◆明治 5 年 福澤諭吉 『学問のすゝめ』初編発行

学制発布と同じ年に発刊されたこの本は、当時まだ封建

的な支配・被支配の価値観の中に生きていた多くの人々に、教育を通じて個人の自立の重要性を訴えています。

なかでも、「一身独立」という言葉は多くの人々の心に響いたのではないのでしょうか。

「一身独立」とは、個人が精神的・経済的に他人に依存せず、自立して生きることを意味します。この考え方は、福澤

が提唱する啓蒙思想の核心部分であり、次の二つの内容を含んでいます。

一つは、「精神的に自由であること」です。福澤は、盲目的に他人の意見や権威に従うのではなく、自分の理性と知識をもって物事を判断することが重要であると考えました。

もう一つは、「経済的に自立していること」です。すなわち、他者や制度に頼らない生活と、社会全体の独立への貢献です。

この言葉は、明治期の日本において個人の尊厳や近代的な生き方を説き、新しい価値観の形成に大きな影響を与えました。「一身独立して一国独立する」という言葉に象徴されるように、国家の発展や繁栄は、国民一人ひとりが自立していることによって初めて実現するという考えです。

「独立とは己の人格を立つること。」という言葉は時代が変わっても変わらない価値を持つ言葉だと思えます。

◆昭和56年(1981年) 窓ぎわのトットちゃん』発刊 戦後最大のベストセラーとなる

『窓ぎわのトットちゃん』(黒柳徹子著)は、主人公のトットちゃんが「普通の学校」では受け入れられなかったものの、トモ工学園という自由な教育方針の学校で自身の個性を伸ばしていく物語です。

トモ工学園の校長である小林宗作先生は、子どもたち一人ひとりの特性を理解し、そ

れを尊重する寛容な教育を実践しました。例えば、トットちゃんがはじめてトモ工学園にきて校長先生と面接したときに、トットちゃんの話をも4時間聞いてくれたというエピソードがあります。

さらに、トットちゃんが授業中に自由奔放な行動をとったり、奇想天外な質問をしたりしても、叱るのではなく、その好奇心を認め、さらに伸ばそうとしました。このような態度は、子どもの個性を否定せず、それを価値あるものとして寛容に受け止める姿勢を象徴しています。

聞き手にとって「なんでも寛容に聞く」ことは難しいかもしれませんが、何かを発信したとき、相手に受け止めてもらえる喜びを忘れてはいけなと感じました。

また、物語には障がいや貧困といったさまざまな背景を持つ子どもたちも登場しますが、トモ工学園ではそうした違いが問題視されることはありませんでした。むしろ、多様性が学校全体の活気を生み出していました。

◆令和2年(2020年)『劇場版鬼滅の刃 無限列車編』が歴代最高興業収入

記念誌の編集打合せを学校の図書室で開催したとき、図書室の壁に掲示されていた「児童が勧めたい本」の一冊に『鬼滅の刃』があることに気づきました。この本を勧めた児童

は、登場人物のどの言葉に魅かれたのだろうかと思いを巡らせながら、年表に記載した項目です。煉獄杏寿郎(れんごくきょうじゅろう)は、登場人物の一人で、物語の主人公の竈門炭治郎(かまど たんじろう)の指導役、鬼殺隊(きさつたい)の「炎柱(えんばしら)」として登場します。任務に参加した煉獄は敵である鬼の猗窩座(あかざ)と壮絶な戦いを繰り広げ、致命傷を負いながら、「俺は俺の責務を全うする!」という言葉を残します。この言葉は、自分の役割や使命に対して誠実であり続けることの大切さを示す深いメッセージとなっていました。

=====

自立、寛容、責任、これら三つの要素は、それぞれ独立しているように見えますが、実際には互いに密接に関連しています。自立がなければ責任を果たすことは難しいですし、寛容さがなければ自立は独善に陥りかねません。また、責任を取る覚悟があるからこそ、寛容に他者を受け入れることが可能になるのではないのでしょうか。

多様な価値の中から次世代に何を伝えていくべきなのかは悩ましいところですが、それを思い悩むプロセスこそが大切なのではないかと感じる経験でした。

(浜屋 浩)

電子帳簿保存法について

令和6年1月から本格的に電子帳簿等保存制度が始まりましたが、どう対応してよいかわからないという方も多いのではないのでしょうか。

制度のPOINTは3つ

- 1 帳簿や書類を要件を満たせば紙に印刷せず電子で保存することが可能になった
- 2 紙で受け取った書類を一定要件を満たした方法でスキャナ等で電子データ化して保存することが可能になった
- 3 電子取引によりやりとりをした電子データは、電子データのまま保存しなければならなくなった（紙に印刷して保存することが認められなくなった）

①と②は、電子での保存を希望する方だけの制度ですので、紙での保存を継続していただいても問題はありません。

③は、法人及び個人事業者が必ず対応しなければならない制度となりますので、今回は、この③の「電子取引データの保存」について、確認していきます。

保存の対象となるもの（今までと変わりません）

所得税や法人税に関して保存義務のある書類（請求書、領収書、契約書、見積書、注文書など、以下「請求書等」といいます）に通常記載される事項（情報）

電子取引とは

取引情報のやりとりを電磁的方法にて行う取引で、次のような取引をいいます。

- （例）①インターネット上で行った取引（Amazon、アスクル、各種サイトでの購入等）で、請求書等がWEBサイト上のみ表示される
- ②インターネットバンキングを利用して振込払いをした
（振込年月日、金額、振込先名等が記載された書面が別途郵送される場合を除く）
- ③クレジットカードの利用明細データがWEBサイト上でのみ表示される
- ④請求書等を取引先が利用しているクラウドサービスからダウンロードした
- ⑤請求書等をメール添付で送受信した
（同じ請求書等が別途紙で郵送され、それを保存している場合等を除く）
- ⑥メール本文や添付ファイル（エクセル等）で請求書等に相当する情報（日付、金額、取引内容など）をやりとりした
- ⑦ペーパレスのFAX（複合機）で請求書等を送受信した

このような電子取引でやりとりされた請求書等の電子データは、電子データ（PDFやスクリーンショットでも可）のままで保存しなければなりません（送った側も保存が必要です）。

（注意事項）

- ①②③④については、インターネットやクラウドにアクセスすれば常に電子データが閲覧可能な状態であれば、ダウンロードして保存していなくても大丈夫です。
- ただし、保存が必要な期間中閲覧可能である必要があるため、一定期間で削除されてしまう場合には注意が必要です。
- ②については、オンライン上の通帳や取引明細書で振込明細書と同様の情報が確認できれば都度ダウンロードする必要はありませんが、複数の取引について合算で振込依頼をしている場合、通帳等には合計額しか記載されていないことがありますので、その場合には、振込先ごとの振込明細書の電子データを保存しておく必要があります。
- ⑥については、メール本文や添付ファイルを保存する必要があります。

保存の要件

電子データの改ざん防止のため、次のいずれかの方法で保存する

- ・訂正削除の防止に関する事務処理規定（社内のルール）を策定、運用して保存する
- ・タイムスタンプが付与されたデータを保存する
- ・データの訂正削除ができない、または記録が残るシステムを利用して保存する

パソコン、ディスプレイ、プリンター及び操作説明書を備え付けておく

データの閲覧が可能なスマートフォンを保有し、プリンターはコンビニ等の有料設備を利用して印刷する対応でも問題ありません

検索機能を整えておく（一定の場合は不要）

保存した電子データは、取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を条件として検索できる機能を確保する必要があります

※次のいずれかの要件を満たす場合には、検索機能は不要

①基準期間（通常は2年前）の売上高（営業外収入、雑収入、家事消費高は含まない）が5,000万円以下で、税務調査の際に税務職員から求められたらダウンロードができるようにしている場合

②課税期間ごとに、取引先ごと、取引年月日その他の日付順に整理されており、税務調査の際に求められたものをすぐに提示できる場合

※上記の規定は令和6年1月1日以後にやりとりする電子取引データについて適用されます

確定申告のご案内

- 初めて当法人に依頼する方
 - 建物を建てた・買った方
 - 土地・建物を売却した方
- ⇒年内にお知らせください！

特に、初めてご依頼の方で1月以降にお申出の方は、業務の状況によりお引き受けできないことがあります。品質確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

年末年始休業のご案内

当法人の年末年始の営業期間は以下の通りです。あらかじめご了承くださいませ。

2024		12 December				
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27 大掃除のみ	28 年末年始休業
29	30	31	1 年末年始休業	2	3	4
5	6 平常営業	7	8	9	10	11

法人案内

法人名 山口浜屋税理士法人
所在地 東京都日野市豊田4-35-6 アトラス豊田201
代表社員 浜屋 浩 浜屋 玲子
税理士 川越 国広 佐々木 安久 牧 麻美
営業時間 午前9時から午後5時
定休日 土・日・祝日
アクセス JR中央線豊田駅南口より徒歩1分

お電話でのお問い合わせは

042-586-9050

☆お気軽にご連絡ください☆



WEBサイト
yhz.or.jp



Eメール
info@yhz.ecnet.jp

